

事業コード	0020101	政策コード	02	政策名	県民総参加による環境保全対策の推進						
事業名	地球温暖化総合対策事業	施策コード	01	施策名	環境保全と循環型・低炭素社会の形成						
		指標コード	01	施策目標(指標)名	地球温暖化防止に向けた低炭素社会の構築						
部局名	生活環境部	課室名	温暖化対策課	班名	調整・省エネルギー班	(tel)	1573	担当課長名	佐藤 廣道	担当者名	田村 高志

評 価 対 象 事 業 の 内 容

<p>1-1. 事業実施の背景(施策目標の達成のためになぜこの事業が必要であったのか) 平成19年3月に策定した秋田県地球温暖化対策地域推進計画では、平成22年度の温室効果ガスの排出量を基準年(平成2年度)比-9.5%とする目標を立てていたが、目標値を大きく上回る状況が続いており、温室効果ガス排出削減に向けた取組を強化する必要があった。</p> <p>1-2. 外部環境の変化及び事業推進上又は完了後に明らかになった問題点 平成23年3月の秋田県地球温暖化対策推進条例の公布を受け、同4月に秋田県地球温暖化対策推進計画を策定するとともに、新たな削減目標(基準年比-11%)の達成に向け、県民総参加により地球温暖化対策に取り組むこととした。しかし、平成23年3月の東日本大震災により社会情勢が大きく変化したこともあり、現時点で算定済みの最新の温室効果ガス排出量(平成25年度実績)は、基準年に比べて22%増加している。一方、国では平成27年7月に新たな温室効果ガス削減目標を決定し、平成28年5月に地球温暖化対策計画を策定したところであり、地球温暖化対策への取組が加速している。</p> <p>2. 住民満足度の状況(事業終了後に把握したもの) 満足度を把握した対象 受益者 一般県民(時期: H29年 03月) 満足度の把握方法 アンケート調査 各種委員会及び審議会 ヒアリング インターネット その他の手法 (具体的に) 満足度の状況 平成29年1月に開催した「事業者温暖化対策推進サポート事業 実践研修」では、参加者の7割以上が満足と回答したほか、平成29年3月に開催した「事業者向け省エネ支援事業等に関する説明会」でも約7割が「役に立った」と回答しており、満足度は高い。</p> <p>3. 事業目的(どういう状態にしたかったのか) 県民一人ひとりが地球温暖化の現状を理解し、県民や事業者などの各主体による取組が促進され、地球温暖化対策が総合的に推進されることにより、平成32年度における本県の温室効果ガスの排出量が平成2年度比で11%削減される。</p> <p>4. 目的達成のための方法 事業の実施主体 県 事業の対象者・団体 県民、団体、事業者、市町村等 達成のための手段 ・地球温暖化防止に関する普及啓発 ・家庭やオフィスにおける省エネの取組支援 ・各主体の取組について適切にアドバイスできる人材の育成 ・秋田県地球温暖化対策推進条例及び秋田県地球温暖化対策推進計画の周知</p>	<p>5. 前回評価における指摘事項等</p> <p>指摘事項</p> <p>指摘事項への対応</p> <p>6. 事業の内容 事業概要及び推進状況 県民総参加実行事業では、マイバッグ持参等によるレジ袋削減の取組を事業者を通して県民に普及させるため「レジ袋削減・マイバッグ推進運動協定」(26事業者623店舗)を締結したほか、エコドライブの取組推進のため93事業者をエコドライブ宣言事業所として登録した。また、環境について学習できる場を提供するため、「あきたエコ&リサイクルフェスティバル」の開催を支援した。民生家庭部門温暖化対策事業では、省エネ住宅普及のため住宅メーカーと「あきた省エネ住宅普及促進協定」を締結したほか、家庭における節電等の省エネルギー活動を後押しするため、県民が楽しみながら省エネ対策に取り組めるキャンペーン等を実施した。温暖化対策人材育成支援事業では、県内各地で省エネなどの活動を実施している地球温暖化防止活動推進員等のスキルアップのための研修会(全7回)等を開催した。事業者温暖化対策推進サポート事業では、事業者向けに温暖化対策技術に関する情報交換会と基礎的な省エネ対策の実践研修等を実施した。</p>																																		
<p>事業費等 単位(千円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>内 訳</th> <th>当初計画事業費</th> <th>最終事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県民総参加実行事業</td> <td align="right">55,679</td> <td align="right">54,269</td> </tr> <tr> <td>民生家庭部門温暖化対策事業</td> <td align="right">69,522</td> <td align="right">54,837</td> </tr> <tr> <td>温暖化対策人材育成支援事業</td> <td align="right">54,637</td> <td align="right">54,074</td> </tr> <tr> <td>事業者温暖化対策推進サポート事業</td> <td align="right">92,876</td> <td align="right">85,456</td> </tr> <tr> <td>地球温暖化対策推進計画広報啓発事業等</td> <td align="right">102,788</td> <td align="right">96,666</td> </tr> <tr> <td align="center">事業費計</td> <td align="right">375,502</td> <td align="right">345,302</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">財 源 内 訳</td> <td>国 庫 補 助 金</td> <td align="right">65,000</td> <td align="right">62,662</td> </tr> <tr> <td>県 債</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td align="right">173,389</td> <td align="right">161,923</td> </tr> <tr> <td>一 般 財 源</td> <td align="right">137,113</td> <td align="right">120,717</td> </tr> </tbody> </table>		内 訳	当初計画事業費	最終事業費	県民総参加実行事業	55,679	54,269	民生家庭部門温暖化対策事業	69,522	54,837	温暖化対策人材育成支援事業	54,637	54,074	事業者温暖化対策推進サポート事業	92,876	85,456	地球温暖化対策推進計画広報啓発事業等	102,788	96,666	事業費計	375,502	345,302	財 源 内 訳	国 庫 補 助 金	65,000	62,662	県 債			そ の 他	173,389	161,923	一 般 財 源	137,113	120,717
内 訳	当初計画事業費	最終事業費																																	
県民総参加実行事業	55,679	54,269																																	
民生家庭部門温暖化対策事業	69,522	54,837																																	
温暖化対策人材育成支援事業	54,637	54,074																																	
事業者温暖化対策推進サポート事業	92,876	85,456																																	
地球温暖化対策推進計画広報啓発事業等	102,788	96,666																																	
事業費計	375,502	345,302																																	
財 源 内 訳	国 庫 補 助 金	65,000	62,662																																
	県 債																																		
	そ の 他	173,389	161,923																																
	一 般 財 源	137,113	120,717																																
<p>当初計画及び最終の事業費比較</p> <p align="right">最終事業費 / 当初計画事業費 =(0.92)</p>																																			

7. 事業の効果及び課題の改善状況
 電力の消費量は減少傾向にあり、節電意識が定着したと認められる。なお、東日本大震災以降、温室効果ガスの排出量は増加傾向にあったが、平成25年度の温室効果ガス排出量は前年度より微減した。

8. 事業の効果을把握するための手法及び効果の見込み

指標名	秋田県における温室効果ガスの排出量								指標の種類
指標式	温室効果ガス排出量(千トン-CO2)(各種データより温暖化対策課推定)								成果指標 業績指標
年度別の目標値(見込まれる効果) 低減目標指標 該当 非該当									
指標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	全体	
目標a	10,003	9,705	9,407	9,109	8,811	8,513	8,215	7,021(H32)	
実績b	9,943	10,692	11,028	10,869					
a/b	100.6%	90.8%	85.3%	83.8%	999.9%	999.9%	999.9%		
データ等の出典	国の統計データ等をもとに温暖化対策課が推計								
把握する時期	当該年度中 月 翌年度 月 翌々年度 12月								

指標名									指標の種類
指標式									成果指標 業績指標
年度別の目標値(見込まれる効果) 低減目標指標 該当 非該当									
指標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	全体	
目標a									
実績b									
a/b									
データ等の出典									
把握する時期	当該年度中 月 翌年度 月 翌々年度 月								

指標を設定することができなかった場合の効果の把握方法
 指標を設定することが出来なかった理由
 成果(見込まれる効果)

所管課の評価		評価結果
有効性の観点	住民満足度の状況 a b c 【b又はcの場合の分析】 昨年度のエコ&リサイクルフェスティバルにおけるアンケート結果で「自分も地球温暖化防止活動をしように思う」割合が8割近くにのぼったことから、地球温暖化対策に関する取組は定着したと認識している。	A
	事業の効果 適用の可否 可 不可 a 達成率100%以上 b 達成率80%以上100%未満 c 達成率80%未満 【b又はcの場合の理由】 温室効果ガス排出量の集計に必要な国の統計資料が全てそろうのに2年以上かかるため、2013年度の実績が最新の数値となる。	B C
	事業の経済性の妥当性 適用の可否 可 不可 a 1.0~ b 0.8~1.0 c ~0.8 【評価への適用不可、又はb、cの場合の理由】 温室効果ガス排出量の集計に必要な国の統計資料が全てそろうのに2年以上かかるため、2013年度の実績が最新の数値となる。	評価結果 A 1.0~ B 0.8~1.0 C ~0.8
効率的性の観点	$\left[\frac{\text{当初計画時の効果}}{\text{事業終了後の効果}} \right] / \left[\frac{\text{最終事業費}}{\text{当初計画事業費}} \right] =$	
総合評価	A(妥当性が高い) B(概ね妥当である) C(妥当性が低い) 指標による効果は把握できないものの、当該事業は県民の地球温暖化対策についての意識醸成に寄与しており、本県の温室効果ガス排出量を削減する契機となっていることから、おおむね妥当である。	
評価結果の類似事業への反映状況等(対応方針)		
政策評価委員会意見		

終了事業事後評価判定点検表

(様式5-1)

(1)各評価項目の判定基準

観点	評価項目	判定基準	配点	1次	2次	評価結果	
ア有効性	一 住民満足度等の状況	a 住民満足度等を的確に把握しており、満足度も高い	2	1		A:有効性は高い (4点) B:有効性はある (1~3点) C:有効性は低い (0点)	
		b 住民満足度等を把握しているが、手法が的確でない又は満足度が低い	1				
		c 住民満足度等を把握していない	0				
	二 事業目的の達成状況	a 目標値に対する達成率が全て100%以上	2	1			
		b a、c以外の場合	1				
		c 目標値に対する達成率のいずれかが80%未満	0				
計			4	2		B	
イ効率性	一 事業の経済性の妥当性	a 当初計画時と事業終了後の事業効果を比較した値(注)が全て1.0以上	2	1		A:効率性は高い (2点) B:効率性はある (1点) C:効率性は低い (0点)	
		b a、c以外の場合	1				
		c 当初計画時と事業終了後の事業効果を比較した値のいずれかが0.8未満	0				
	計			2	1		B

(注)事業経済性の算定式

$$\left(\frac{\text{当初計画時の効果}}{\text{事業終了後の効果}} \right) / \left(\frac{\text{最終事業費}}{\text{当初計画事業費}} \right)$$

上式で、効果とは事業の効果を把握するために設定した指標の実績値をいう。なお累積の実績値を設定している場合は、前年度からの差し引きによる「単年度増加分」を実績値として用います。

(2)総合評価の判定基準

総合評価の区分	判定基準	総合評価	
A (妥当性が高い)	全ての観点の評価結果が「A」判定の場合	B	
B (概ね妥当である)	総合評価結果が「A」又は「C」以外の場合		
C (妥当性が低い)	全ての観点の評価結果が「C」判定の場合		